

平成22年度 第1回大阪府土壌・地下水汚染等対策検討委員会 議事概要

1. 日時 平成22年8月12日(木)午後4時～午後6時
2. 場所 大阪府庁新別館北館5階 職員会議室1
3. 議題 (1) 土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針について
(2) 自然的原因による土壌汚染について

4. 議事

(1) 土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針について

(事務局)

指針の策定に当たっての基本的な考え方、指針の素案の概要について、資料1-1『土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針について』、資料1-2『土壌汚染に係る自主調査等の流れ』、資料1-3『土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針(素案)概要』に基づき説明。

(委員)

資料1-1の「1. 対象とすべき自主調査等」について、「周辺住民等に周知、報告する必要がある自主調査等」とは、どのような場合を想定しているのか。

(事務局)

3,000㎡未満の面積であり、一般住民の居住地域に近い土地、公共的な土地、一般の人が立ち入ることができるような土地において、土壌汚染が存在する可能性があり、周辺住民が心配しているような場合であって、周辺住民に対して情報を開示していくような調査を想定している。

(委員)

自主調査は公になることがないというところが、法・条例に基づく調査との最大の違いだと理解していいのか。情報の開示を拒否することもできるのか。

(事務局)

指針案では、周辺住民の安心・安全という観点から、周辺住民に対する調査結果の説明について記載しているが、義務ではない。自主調査と法・条例に基づく調査は、強制力を持つか持たないかの違いである。

(委員)

自主調査について一番大切なのは、調査結果に関する情報の提供である。土壌汚染がある土地を管理する際に、汚染があることを知って土地利用を図るのはよいが、汚染があることを知らずに利用することは問題。自主調査を指針に基づき実施し、行政に報告するという点について、調査者の方のメリットは何か。

(事務局)

指針に基づいて行った自主調査を行政に報告することで、この調査は法・条例に基づく技術

的レベルを確保しているということを確認することができる。

(委員)

土地取引を考えると、買う側からは自主調査であっても、法・条例に準拠したものが求められ、府が指導するにあたっては、結局、自主調査の方法は法に準拠というところにならざるを得ない。

(委員)

これまでの自主調査は、法・条例に準拠したレベルのものであったのか。

(事務局)

技術的に低いレベルのものもあるが、自主調査についての相談があれば、法・条例に準拠するように指導している。

(委員)

そもそも自主調査を実施する動機は何か。

(事務局)

土地の評価の際に汚染土壤があれば、その対策費を差し引く必要があり、それを明確にするために自主調査が実施されている。土壤汚染の対策として、掘削偏重になっており、汚染土壤の不適正な処分による汚染の拡散が問題となっていた。法改正され、調査契機は増えたが、自主調査は法・条例の規制を受けずこの問題が解決しない。そのため、行政が自主調査に関与する必要があると考えている。

(委員)

行政の立場からすると、汚染の拡散が起きてしまった後ではなく、土壤調査の時点から関与したほうが、問題を未然に防ぐことができるということ。

土地の汚染については、場所によってばらつきがある土壤汚染よりも地下水汚染を把握したほうがよいと思う。

(委員)

汚染土壤に関わる業者にとっては掘削除去をしないと商売にならないので、掘削除去は減らないだろう。

(事務局)

過去に調査を行い、問題ないと考えて開発を行ったが、実際には調査方法に一部問題があり、やり直しで手間がかかったという例がある。3,000㎡未満の土地で行われる自主調査についても、府が関与する仕組みが必要という答申もいただいた。調査の一定のレベルを確保するための仕組みとして指針が必要であると考えている。

(委員)

自主調査が法・条例に準拠するなら資料1 - 2の流れになると思うが、平田委員がおっしゃった「地下水汚染の把握」についても入れてはどうか。

(委員)

措置に係る地下水モニタリングは、誰の責任で行うのか。

(委員)

封じ込めなどの措置を行ったときに、法に基づいて、措置の実施者の責任で行う。

(事務局)

土壌汚染対策法に基づき行われる2年間の地下水モニタリングと同じ。水質汚濁防止法に基づき行われる地下水モニタリングとは考え方が異なる。

(委員)

自主調査については、土地の売主・買主との話し合いにより、地下水モニタリングを行わなくてもよい。

中小企業は金があるうちに土壌調査をしておくのがよい。府としてはリスクコミュニケーションの中で銀行や保険会社等とも関わっていくべきである。

(事務局)

今日の委員の意見を踏まえ、今後、法務課と調整し、指針の案を作成する。9～10月にパブリックコメントを行った後に、次回の委員会で審議いただき、11月頃の施行を予定している。

(委員)

地下水の調査については、「ボーリングをしなさい」とまでは言えないと思う。

(委員)

「調査対象地の付近の井戸における地下水調査結果のデータがあれば把握しなさい」という程度でよいと思う。

(2) 自然的原因による土壌汚染について

(事務局)

自然的原因による土壌汚染の判定に関する考え方、方法について、資料2『自然的原因による土壌汚染の判定について』、参考資料4『Appendix - 3 . いわゆる自然的原因による基準不適合について』に基づき説明。

(委員)

具体的なガイドラインが国から出ているが、それをまとめた形で素案が作成されている。

事務局は何回ぐらいの議論で結論を出そうと思っているのか。

バックグラウンドとは何か。事例の抜粋でもあれば見たい。

(事務局)

2～3回ぐらい。

バックグラウンドのデータについてどのようなものがあるか教えていただきたい。今後、この考え方で試行的に運用し、ケーススタディとして周知したい。この方向で当面やっていくことについてどうか、という点を委員会に諮りたい。

(委員)

モニタリング井戸では鉛や砒素がたびたび検出されることがある。それが面的に出るのかどうかも見たい。(資料を見ると)水銀も出るのか。

(委員)

出る。

判定方法について疑問がある。自然由来でも、人為由来と同じく局在性がある。含有量で局在性が無ければ自然由来であるという判断基準は疑問である。自然由来でも点源であることが多い。水銀は地下水や土壌ガスで出るが、活断層の付近に出てくる。活断層の位置や活動状況の影響も受けるが、どこにでも出るわけではない。ピンポイントである。砒素も同様である。一定の条件が合うところだけで検出される。上限値の目安を下回っていても人為的由来であることがあり、上回っていても自然由来であることがある。鉱床があれば自然由来でも相当な高濃度で検出される。結局、人為的汚染源があるという情報が人為由来汚染であると断定する決め手となる。

大阪層群は、淡水で形成された層では砒素は4 mg/kg以下であるが、海成粘土層などでは7以上の値が出る。地層によって異なり、バックグラウンド濃度の適用には限界がある。

水銀は揮発するため、水銀汚染があるところは、水銀の供給源があるところである。濃縮される環境条件が必要である。

地下水汚染の有無も、移動のメカニズムとの関係がある。ふっ素は汚染源があっても、カルシウムが多ければ溶出しにくいし、pHが高くなれば溶出する。人為由来汚染であっても溶出せず汚染がとどまるケースがある。分析値だけで判断するのは難しい。

(委員)

最後は専門家の判断になるかと思うが、大雑把に見れば、組み合わせで判断できると思う。上限値が環境基準値の10倍、含有量の目安が平均+3であるが、関西ではふっ素が高いのでこの数値があてはまらず関西特有のバックグラウンド値が必要であると思う。地下水でも砒素は9割のケースで検出されるという説もある。いずれにしても土地の利用履歴は必須である。

(委員)

しかし、これだけで判断するのは問題であると思う。汚染は存在しても移動しなければ問題はない。人為由来、自然由来に分けることにあまり意味があるとは思われない。リスクについては、どちらであっても判断は同じである。原因については厳密に分けられない。土地の履歴が最も重要である。

(委員)

調査実施者が自然由来を申し立てるケースは多いのか。

(事務局)

地下水モニタリングや、災害時協力井戸の調査で鉛が検出されるケースがある。エリアの特性はあると思う。

(委員)

大阪市立大学名誉教授の吉川先生の研究で、大阪のため池の底質のコアを分析したところ、1970～80年代の層に鉛が蓄積しており、有鉛ガソリンの使用時期と一致することが分かった。東京でも大阪でも同じピークが出る。砒素も同じ例がある。これは人為由来と言えるか。

(事務局)

人為由来であると考えます。

(委員)

ばい煙も重金属を含んでいる。ばい煙中の金属は移動しやすい。しかし、その原因をつきとめることは意味がなく、実際には、その汚染が移動しやすいか(溶出しやすいか)を把握する必要がある。

(事務局)

法においては、土壌汚染に対する措置を考える必要がある。汚染源の考え方により、法的に必要な措置が変わる。

(委員)

汚染原因者が不明な場合、例えば公害による汚染等は自然由来であるか。

(事務局)

人為由来と考える。

(委員)

国の責任である公害による汚染に対して措置を命令することはできないのではないか。

(事務局)

そのため、フローの最初に、汚染源、土地の利用履歴との一致について判断するということにしている。

(委員)

割り切りの問題である。不公平が生じないようにするべきである。

(委員)

汚染がポイントかどうかという問題か。

(委員)

特定の汚染原因者に責任を追及できなければ、自然由来すなわち法的に措置を命令できないということであろう。

(委員)

府域において要措置区域となる可能性がある地域が存在するのか。

(事務局)

存在する。

(委員)

水道が家の前まで敷設されていれば、たとえ水道水を飲んでいなくても、リスク回避が可能であるので、要措置区域に指定しなくてもよいと思う。

(委員)

局在性の判断もケースによるのではないか。

(事務局)

そのとおり。例えば、9,000㎡の敷地には30mメッシュが10区画しかなく、10区画において土壌汚染があれば局在性があると判断することができるかどうか。

(委員)

汚染源の規模にもよる。

(委員)

一般的には人為的な汚染にはホットスポットがある。しかし、汚染された土地をならすことにより汚染が広がるケースがある。客土・盛土による汚染も考えられる。客土・盛土を人為由来の汚染とみなすべきかどうかの判断は難しい。

(委員)

自然由来の汚染とは自然地盤に存在するものに限られるのか。客土・盛土と区別する必要があるのか。

(委員)

汚染は移動しなければ問題ない。客土により人為的に汚染を移動させた場合は人為由来の汚染だと考える。

(委員)

この議題については、今日の意見を踏まえ、次回に素案2を出していただければよい。自然由来はローカルな話であるため、府がデータを持つておくことが必要である。

また、自主調査等の指針については、もう少しみがいて案を作成願いたい。

以上